

「小さな交流事業」募集中!

一宮市国際交流協会では、ボランティア自主企画事業「**小さな交流事業**」を随時受付しています。この制度は、協会親善ボランティアのみなさまが、普段のボランティア活動を発展させて、自主的に企画・実施する国際交流事業に対し、**経費の一部を助成**することで、市民レベルの国際交流活動を促進することを目的としています。

以下の条件を満たすイベントを企画されている方・企画してみたい方は、お気軽に協会事務局までご相談ください!

Q 1.対象事業は?

(1) 市民と外国人との国際交流の推進に寄与する事業で、4月1日から3月10日までの間に実施し完了する事業

(2) 参加者が5名以上で、日本人2家庭以上が参加する事業

(3) 原則として、外国人も参加する事業

* ただし、国際交流・国際理解に資する講演会等を日本人講師で行う場合などは、外国人が参加しなくてもかまいません。

* 資料の印刷なども含め協会が運営を担うことはできませんのであらかじめご承知おきください。

過去の申請事業例

- ・外国人との交流パーティー（花見、クリスマス会、料理会など）
- ・外国人のために実施する日本文化体験（浴衣の着付け、盆踊り、お茶体験など）
- ・外国人を講師に招いた異文化体験（講演、外国料理講座、外国の遊び体験など）
- ・外国人の学びとなる景観、施設等の案内（寺の拝観、水族館での海洋生物の見学など）

×助成対象とならない事業

- (1) 営利を目的とする事業（会費を徴収する場合、収支に気をつけてください）
- (2) 政治活動または宗教活動に関する事業
- (3) 公共の安全および秩序または善良な風俗を害するおそれのある事業
- (4) 同一事業に対し、一宮市、協会、その他団体から補助金等が交付される事業
- (5) 協会登録ボランティアでない個人が主催する事業

Q 2.助成対象となる経費は?

会場使用料、備品等賃借料、講師謝礼、外国人参加者の交通費・入場料・体験料等、消耗品費、写真現像代、チラシ等コピー代、飲み物・お菓子代、外国人と一緒にいる料理教室等での食材費、参加記念品、交流ゲームの景品など

* 上記に該当するものでも、助成金交付決定日以前に支出した経費は対象となりません。（会場使用料など、早期に前払いが必要なものについてはご相談ください。）

×助成対象とならない経費

日本人参加者の交通費・入場料等、海外派遣または受入れ事業にかかる旅費、消耗品でない器具等の購入費など

わかりにくいものの判断例

- ・日本文化体験で使用する着物や浴衣・・・購入費×、クリーニング代○、防虫剤×
- ・金券類・・・講師謝礼等○、その他(参加景品など)×

Q3.助成額は？

「参加者人数による助成金額の上限※」、「事業経費による上限（助成対象額合計の7割）」、「収支差引額（支出総額－収入総額）」の3つを比較し、もっとも低い額。ただし、助成金交付申請書にもとづいて決定した助成金額を上回る助成はできません。

※参加者人数による助成金額の上限（同一年度で継続して実施する交流事業の場合は、延べ人数）
5～14人:10,000円、15～24人:20,000円、25人以上:30,000円、4人以下:助成対象外

Q4.申請できる回数は？

同一申請者への助成は、年間**3事業まで（※）**となっています。また、ひとつの事業に対して複数のボランティアが分割して申請することはできません。

※国際交流事業費補助金との合算で3事業までとなります。

【申請の流れ】

①電子申請フォームをご入力、または紙の申請書（「ボランティア自主事業助成金交付申請書」）をご記入の上協会事務局まで提出してください。

- ・必ず事前に申請を行ってください。（助成金交付決定日以前に支出した経費は助成対象となりません。）
- ・助成金交付申請書にもとづいて決定した助成金額を上回る助成はできませんので、申請の際はご注意ください。
- ・申請の受付は毎年度**2月末日まで**となっています。また、4月1日から3月10日までの間に実施し完了できる事業に限ります。
- ・予算に限りがありますので、申請を受付できない場合もあります。事業を計画している場合は、お早めに事務局までご相談ください。
- ・参加者を広く募集したい場合は、協会 Facebook ページおよび Instagram ページでのPRも可能です。希望する場合は、事業を紹介する Facebook、Instagram の投稿をご自身のアカウントで作成してください。協会 Facebook ページや Instagram にてシェアします。



電子申請フォームは
こちらから

②協会にて審査の上、「助成金(交付・不交付)決定通知書」を送付します。

- ・「ボランティア自主事業実績報告書」と「請求書」もあわせてお送りします。
- ・助成金交付決定通知日以降、諸経費の支出を行なってください。また、領収書（内訳がわかるもの。レシートでかまいません。）を必ず保管しておいてください。
- ・領収書の宛名が申請者名または事業名と異なる場合、助成対象となりません。

③事業完了日から1週間以内に電子報告フォームおよび請求フォームをご入力、または紙の申請書（「ボランティア自主事業実績報告書」と「請求書」）を協会事務局に提出してください。

- ・諸経費の領収書の原本または写しを添付してください。（領収書のない経費は助成対象になりません。）なお、領収書は返却できませんので、控え等が必要な場合はお知らせください。
- ・参加者人数がわかるよう、**集合写真**を必ず添付してください。
- ・協会機関紙や SNS 等で活動を紹介させていただく場合がありますので、感想・エピソードの記入、および交流の様子がわかるスナップ写真の提供をお願いします。
- ・「実施完了日」とは、事業実施日ではなく、写真の現像や衣装のクリーニングなど事業にかかるすべての支払いが完了した日を指します。



電子報告フォームは
こちらから



電子請求フォームは
こちらから

④協会にて審査の上、支給金額を指定口座に振り込みます。

- ・審査の結果、助成金交付申請書にもとづいて決定した助成金額に比べ、実際の支給金額が減額となる場合があります。
- ・報告書の提出から助成金の支給まで1ヶ月程度かかる場合があります。ご了承ください。

一宮市国際交流協会事務局（市観光交流課国際グループ内）

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号 一宮市役所本庁舎9階

TEL : 0586-85-7076 MAIL : kokusai@city.ichinomiya.lg.jp